

埼玉県狭山警察署告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により
確認事務委託の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月4日

埼玉県狭山警察署長 塚本 英吉

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

名称

アシマ株式会社

主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目3番地1

2 確認事務を行う区間及び期間

区域

埼玉県狭山警察署の管内

期間

令和2年10月1日から令和4年9月30日